

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	新宿区立四谷スポーツスクエアにおける指定管理者制度の導入について（情報項目の変更）
----	---

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（業務委託）

（担当部課：地域振興部生涯学習スポーツ課）

事業の概要

事業名	新宿区立四谷スポーツスクエアの指定管理
担当課	生涯学習スポーツ課
目的	新宿区立四谷スポーツスクエアに設置する多目的ホール等の利用者に係る利便性を向上し、当該施設の利用促進を図るため
対象者	四谷スポーツスクエア利用者（登録団体及びその他の施設利用者）
事業内容	<p>1 概要</p> <p>令和2年4月1日から令和5年3月31日までの新宿区立四谷スポーツスクエアの指定管理業務は、公益財団法人新宿未来創造財団が行っている。</p> <p>本件は、令和5年4月1日からの指定管理者の変更に伴い、講座利用に係る申請者の情報項目について、新たな情報（電話番号、メールアドレス、緊急連絡先、学校名、銀行口座情報、クレジットカード情報）を取得する必要があり、指定管理者が取り扱う個人情報項目の追加を行う。</p> <p>なお、団体登録受付業務及び施設予約受付業務については、平成31年度第9回情報公開・個人情報保護審議会にて了承済されているため、今回は個人情報項目が追加となる講座申込受付業務のみ記載する。</p> <p>※これまで、講座利用に伴う支払方法は現金のみとしてきたが、新たな指定管理者からは、利便性の向上のため、銀行振込やクレジットカード支払の手法を追加する。</p> <p>2 想定利用者数</p> <p>約650人/年間</p> <p>※個人情報の流れは、資料5-1のとおり</p>

件名 新宿区立四谷スポーツスクエアにおける指定管理者制度の導入について(情報項目の変更)

※太字ゴシック(下線)が平成31年度第9回情報公開・個人情報保護審議会了承済の内容からの変更箇所

施設の名称	新宿区立四谷スポーツスクエア
施設の所管課	生涯学習スポーツ課
指定管理者の名称	東急スポーツシステム株式会社
指定管理者が取扱う個人情報の業務	講座申込受付業務
指定管理者が取扱う個人情報の項目	住所、氏名、年齢、性別、勤務先住所(在勤者の場合)、経験の有無(スポーツ講座の場合)、 電話番号、メールアドレス、緊急連絡先、学校名、銀行口座情報、クレジットカード情報 ※…年齢、性別については、講座内容によって必要な場合のみ収集する。
個人情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(委託先のパソコン及び予約システム) ※委託先が利用する予約システム運営事業者は、プライバシーマーク取得済み
指定管理の開始時期及び期限	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで(次期指定管理期間以降も、同様の指定管理業務を行う。)
指定管理者としての情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者の名簿を区に提出する。 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。 3 個人情報保護法等の関係法令並びに構成団体の個人情報保護管理規程に基づき指定管理者独自のマニュアル類を作成し、順守することにより、万全の措置をとる。 4 個人情報保護に関する研修を実施し、職員への周知を徹底する。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。 2 ファイアウォールの設置、サーバーの要塞化、侵入検知、ウイルス対策、を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。 3 電磁的媒体は、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じるとともに、ウイルス感染等が無いよう、最新のセキュリティ更新プログラムやパターンファイルを適用する。 4 電磁的媒体を取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行う。

	<p>5 施設内の特定のパソコン以外からは、ログインができない設定とする。</p> <p>6 電磁的媒体に収集した個人情報に保存する場合は、保存先フォルダへのアクセス権の設定やパスワードを付して暗号化するなど、情報へのアクセス制御及び情報漏えい防止対策を徹底する。</p> <p>7 ログ監視ソフト等により、電磁的媒体のログを収集・管理するなど、情報漏洩等の事故防止対策を徹底する。</p> <p>8 予約システムを提供するサーバーは日本国内に設置し、厳格な入退室管理により安全性が確保された環境とする。</p>
<p>指定にあたり区が行う情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 協定書に別紙「特記事項」を付す。</p> <p>2 取扱責任者及び取扱者の名簿を区に提出させる。</p> <p>3 提供された情報は施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。</p> <p>4 指定管理者に、個人情報保護法等の関係法令並びに構成団体の個人情報保護管理規程に基づき指定管理者独自のマニュアル類を作成させ、順守させる。</p> <p>5 収集し、提供された個人情報の管理・保管状況については、随時、立入調査し、確認するとともに、個人情報保護対策を指導徹底する。</p> <p>6 指定管理期間の満了後又は指定の取消し後、取得した個人情報のうち、紙は、速やかに区に返還するものとする。電磁的記録は、個人情報を消去し、消去をしたことの証明書を区に提出させるものとする。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 電磁的媒体は、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせるとともに、ウイルス感染等が無いよう、最新のセキュリティ更新プログラムやパターンファイルを適用させる。</p> <p>2 電磁的媒体を取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。</p> <p>3 施設内の特定のパソコン以外からは、ログインができない設定とさせる。</p> <p>4 電磁的媒体に収集した個人情報に保存する場合は、保存先フォルダへのアクセス権の設定やパスワードを付して暗号化するなど、情報へのアクセス制御及び情報漏えい防止対策を徹底させる。</p> <p>5 ログ監視ソフト等により、電磁的媒体のログを収集・管理するなど、情報漏洩等の事故防止対策を徹底させる。</p>

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(個人情報の保有の制限等)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を保有するときは、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。また、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

(不適正な利用の禁止)

- 4 乙は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

- 5 乙は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(利用目的の明示)

- 6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために個人情報を取得するときは、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。

(持出しの禁止)

- 7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 10 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために甲から提供され、又は乙が取得した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託等の禁止)

- 11 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託又は二以上の段階の業務の委託（以下「再委託等」という。）をしてはならない。

- 12 乙は、個人情報を取り扱う業務をやむを得ず再委託等する必要がある場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

- 13 前項の場合において、乙は、乙から再委託等を受けた者（以下「再委託等先」という。）に本特記事項に定める義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託等先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 14 第12項の場合において、乙は、再委託等先に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条及び第180条の罰則の適用があること。

- 15 第12項の場合において、甲は、必要に応じて甲自ら又は乙を通じて、再委託等先に報告を求め、調査

を行い、指導することができるものとする。

16 第12項の場合において、乙は、再委託等先との契約書に本特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

17 第12項の場合において、乙は、再委託等先に対して甲が再委託等先に課した個人情報保護対策に基づき、適正に業務を実施していることを甲自ら又は乙を通じた立入り調査等により確認をうけるように講じさせるものとする。この場合において、甲は、再委託等先に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができるものとし、乙は、業務の実施状況を明らかにするものとする。

18 第12項の場合において、乙は、再委託等先に対して前項による確認を、年度当たり1回以上うけるように講じさせるものとする。

(個人情報の取扱いに関する苦情への対応)

19 乙は、区民等から個人情報の取扱いに関する苦情を受けた場合は、迅速に対応するとともに、その処理状況を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

20 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために甲から提供され又は乙が取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還又は引き渡さなければならない。また、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去しなければならない。

21 乙は、個人情報を廃棄又は消去した場合には、その記録を保存するとともに、甲に対して廃棄又は消去をしたことの証明書等を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、廃棄又は消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

22 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

23 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

24 乙は、甲が乙に課した個人情報保護対策に基づき、乙が適正に業務を実施していることを甲の立入り調査等により確認をうけるものとする。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができるものとし、乙は、業務の実施状況を明らかにするものとする。

25 乙は、前項による確認を、年度当たり1回以上うけるものとする。

(従事者に対する教育)

26 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、個人情報の保護に関する法律について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

27 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

28 甲は、乙が本特記事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができるものとする。

(損害の賠償)

29 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(契約解除)

30 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する業務の全部または一部を解除することができるものとする。

31 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。